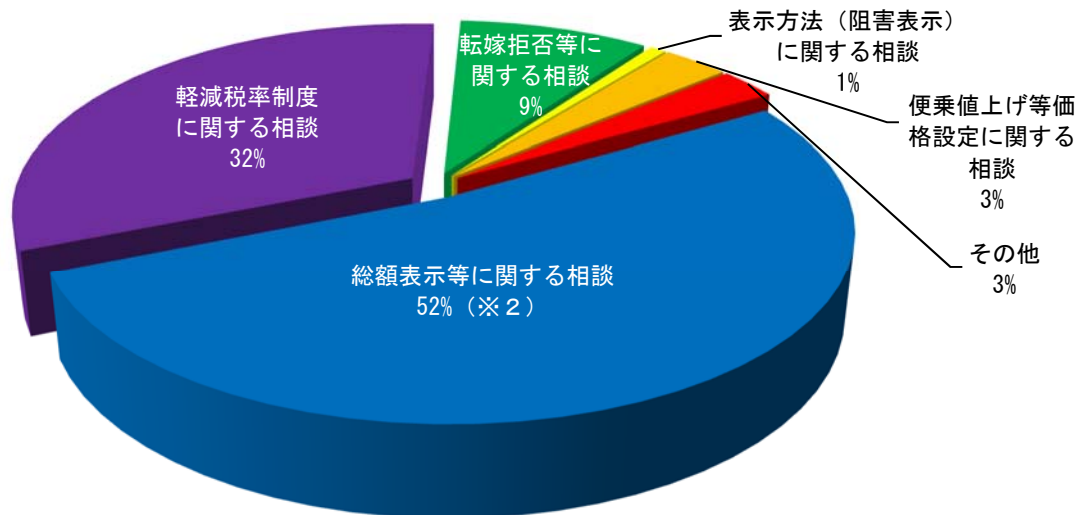


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 31 年 1 月(1/1～1/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

1 月の相談件数：電話 234 件、メール 19 件  
【相談内容（全 253 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 建物のリフォーム工事についても消費税率等に係る経過措置の対象となりますか。また、対象となる工事について金額の条件はありますか。

A. 請負工事等に係る適用税率については、平成 25 年 10 月 1 日から平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までの間に締結した工事の請負に係る契約に基づき、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日以後に当該工事が完成し、引き渡しを受けるものについては、消費税率を 8%とする経過措置が設けられています。建物のリフォーム工事についても当該経過措置の要件を満たす限りにおいては、金額の大小に関わらず経過措置の対象になるものと考えられます。

なお、消費税率等に係る経過措置の適用に当たっては、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 8%、消費税一般に関する相談が 92%

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合はどうなりますか。

A. 特定事業者(買手)が消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合には、公正取引委員会等による調査が行われ、転嫁拒否による不利益の回復など必要な指導が行われます。

また、重大な転嫁拒否等の行為を行った事業者に対しては、公正取引委員会が勧告を行い、事業者名等を公表します。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 飲食業を営んでいる事業者です。2019年10月の消費税率引上げ前に商品の価格を値上げしたいと思っております。値上げした価格は10月以降は据え置く予定なのですが、このような値上げの仕方は問題ないでしょうか。

A. そもそも、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであり、消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を妨げるものではありません。つまり、原材料価格の上昇など合理的な理由に基づき値上げを行う場合には、便乗値上げではありません。

なお、消費者に便乗値上げではないかと誤解されないよう、事業者におかれましては、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、値上げの要因について消費者に丁寧に説明できるようにしていただければと思います。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、事業者に対する卸売業を営んでいます。平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式の記載事項を満たした請求書を発行しようと考えていますが、この場合、請求書以外に交付する書類(納品書など)についても当該記載事項を満たす必要はありますか。

A. 平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)、④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)、⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称が記載されていることが必要となります。

したがって、貴社の発行する請求書が上記①から⑤の記載事項を全て満たしている場合、貴社から商品を仕入れた事業者は当該請求書を保存することにより仕入税額控除が可能となりますので、貴社がご質問の請求書以外に交付する書類(納品書など)について改めて上記①から⑤の記載事項を満たす必要はないものと考えられます。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610